



第一東京弁護士会から3名の弁護士をお招きしました。島崎伸夫様、三宮雅仁様、川井田渚様です。被告人と証人以外はすべて生徒が担当して裁判を進めました。

人定質問

早速、裁判が始まりました。牛尾学（仮名）氏が被告人です。本籍、現住所、生年月日、職業が確認されました。

起訴状朗読

続いて検察官から、現住建造物等放火事件の動機と手口、放火による被害の実態が主張されました。

そして、「罪状認否」です。被告人は無罪を主張しました。弁護人も同意見です。



証拠のジャケットを持つ

検察側冒頭陳述

検察官から、被告人の犯したであろう罪の詳細が説明されました。以前アルバイトで勤めていた店の裏口付近のダンボールに放火し、ドア等に損傷を与え、店は2週間の休業に追い込まれました。加えて、被告人の身上、経歴、動機についても語られました。

弁護側冒頭陳述

弁護人は、店長の証言や物的証拠は被告人の犯罪を示すものではなく、被告人には友人と一緒にいたというアリバイもあるから、無罪であると述べました。

争点の確認

この裁判の論点を確認しました。第1に目撃者の証言が正しいかどうか。第2に被告人の家から押収されたジャケットとラ

イターは本当に犯人のものであったかどうか。第3に、被告人にアリバイがあるかどうかです。

証拠申請

検察側からはジャケットとライターが提出されました。弁護人からは同型のジャケットが現在まで100着以上流通していることが申し立てられました。



証人尋問

検察側は、被告人が逃げるところを目撃したということで、放火された店の店長を証人に、弁護側は被告人の友人を証人として召喚しました。

両方の証人に対して、検察側、弁護側からそれぞれ尋問が行われました。検察側は動機、事件の様子について、弁護側からは被告人のアリバイについて、目撃された時の状況について突っ込んだ質問が行われました。

論告・求刑

検察側から、事件のあらましが再度説明され、証人尋問の結果を踏まえて、被告人に懲役10年を求刑しました。

弁護人からの弁論

目撃証言が信じられないこと、ジャケットもライターも被告人を犯人とする証拠にならないことが申し立てられ、無罪を主張しました。

被告人から無罪の最終意見陳述があり、裁判は中断されました。

裁判官・裁判員の評議

各自の意見を述べ合ったうえで、第一回目の有罪・無罪の投票が行われました。有罪4、無罪5の結果でした。その後もアリバイのこと、動機、目撃証言、物的証拠のジャケット・ライターと、提出された証拠について話し合われました。

裁判官・裁判員



判決言渡し

裁判官たちの審議が終わり、判決が読み上げられました。「主文、被告人は無罪」。その理由は、

- ①目撃証言は、防犯カメラ映像もなく信ぴょう性に欠ける。
- ②逮捕時に押収されたジャケットは多く流通しているため証拠になら

ず、そのライターも犯行に使われたとは証明できない。

③被告人が友人といたことがアリバイになる。

これで、判決の言渡しを終わります。

ほっとした被告人の顔が印象的でした

参加者からの質問

六法全書を全部覚えているのですか。

弁護士さんからの解答

私たちは法律を解釈したり、実際の事例が法律的にどう解釈されるかを導くことができます。そのために必要なことは法律を理解することであり、暗記することではないのです。

参加者の感想

- 初めてだったので、少し緊張した。これでいいのかと思うときもあったけど、話し合いはうまくいった。リアル満載で本当に楽しかったです。また、やりたい。
- 弁護士になりきれたし、皆のそれぞれの役がどのようなものかがよくわかったのでよかったです。弁護士の皆さん、来てくださり本当に有難うございました。